

飯田市住宅基本計画における
次期計画策定期間の変更と現行計画期間の延長について

地域計画課

1. 趣旨

飯田市住宅基本計画の次期計画は、6つの基本施策を中心に住宅を多面的に捉え、平成28年度中に策定の予定で検討を進めてきたが、国土交通省が平成29年2月3日に関連法案を国会提出した「新たな住宅セーフティネット制度」において「住宅確保要配慮者の増加に対応するため、空き家・空き室の活用を推進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた、住宅セーフティネット機能を強化」することが示され、飯田市が検討してきた基本施策に与える影響の大きさを考慮し、次期計画の策定期間を当面延期し、現行計画期間を次期計画の策定までの間、延長する。

2. 飯田市住宅基本計画

(1) 策定中の次期計画

① 目的

国の住生活基本計画（全国計画）や長野県住生活基本計画との整合を図り、社会情勢の変化に対応した視点や市民ニーズを盛り込みつつ、今後推進すべき市の住宅政策の体系、施策の方向性を示す指針とすること

② 計画期間

現行計画の終期から10年

③ 計画概要

現行計画が公営住宅の整備方針を中心に据えた計画であるのに対し、民間住宅を含めた市内の住宅全般を対象とし、住宅を多面的に捉え、以下の6つの項目を目標及び基本施策とした計画。

- ・住宅セーフティネット（公営住宅）
- ・安全・安心な暮らしを支える住まいづくり（耐震化、バリアフリー化）
- ・少子・高齢化社会等に対応した住まいづくり（若年、高齢者、障害者住宅）
- ・拡大から維持へ・量から質に対応した住まいづくり（空き家、空き室）
- ・多様な居住ニーズに対応した住まいづくり（移住等、まちなか・中山間）
- ・環境共生・省エネに配慮した住まいづくり（省エネ化、地域産材、景観）

④ 策定経過

必要データの集計、アンケートの集約及び分析を行い、庁内各課との協議により方向性を確認。

公営住宅については供給目標設定をほぼ終了し、住宅セーフティネットに係る供給目標に不足する住宅の検討を残す状況となっていた。

(2) 国の「新たな住宅セーフティネット制度」の概要 (H29.2.3 時点)

- 住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅の登録制度
 - ・都道府県、市町村による供給促進計画の策定
 - ・賃貸人が入居を拒まない賃貸住宅として都道府県に登録
- 登録住宅の改修・入居者への経済的支援
 - ・登録住宅の改修に対する支援措置
 - 【交付金】 国1/3+地方1/3 (国費限度額: 50万円/戸)
 - 【補助金】 国1/3 (国費限度額: 50万円/戸)
 - ・低所得者層の入居負担軽減のための支援措置
 - 【家賃】 国1/2+地方1/2 (国費限度額: 2万円/戸・月)
 - 【保証料】 国1/2+地方1/2 (国費限度額: 3万円/戸・年)
- 住宅確保要配慮者の入居支援 (高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者等)
 - ・都道府県による居住支援法人の指定及び当該法人による入居相談等
 - ・生活保護受給者の住宅扶助費等の代理納付を推進するための措置

(3) 国の「新たな住宅セーフティネット制度」創設による次期計画への影響

その動向によっては、当市次期計画項目のうち、「住宅セーフティネット」のみならず、「少子・高齢化社会等に対応した住まいづくり」の子育て世帯及び高齢者への住宅供給、「拡大から維持へ・量から質に対応した住まいづくり」に含まれる空き家対策といった計画の根幹部分に大きな影響が出る可能性がある。

- 次期計画項目 (ゴシックが国の制度に関連する項目)
 - ・住宅セーフティネット (公営住宅)
 - ・安全・安心な暮らしを支える住まいづくり (耐震化、バリアフリー化)
 - ・少子・高齢化社会等に対応した住まいづくり (若年、高齢者、障害者住宅)
 - ・拡大から維持へ・量から質に対応した住まいづくり (空き家、空き室)
 - ・多様な居住ニーズに対応した住まいづくり (移住等、まちなか・中山間)
 - ・環境共生・省エネに配慮した住まいづくり (省エネ化、地域産材、景観)

3. 今後の対応

国による「新たな住宅セーフティネット制度」の内容を踏まえた、今後推進すべき住宅政策の体系及び施策の方向性を改めて検討し、次期計画の策定を進める。